

赤穂市土地利用計画の概要

1. 土地利用計画の名称及び区域

名称	赤穂市土地利用計画
位置	赤穂市域内の市街化調整区域
区域	土地利用計画図表示のとおり
面積	11, 267ha

2. 土地利用計画の目的

市街化調整区域の土地利用の課題に対処し、地域の特性を活かしたまちづくりを実現するために、上位計画における土地利用方針等との整合に留意しつつ、市街化調整区域全体において、土地利用の方針を示す「赤穂市土地利用計画」を策定し、この土地利用計画に沿った開発行為等を認めていく「特別指定区域」の指定を行うことを目的とする。

3. 土地利用の基本方針

(1) 森林資源及び地域資源の保全・活用

森林資源は、国土保全、水源の涵養、保健文化、生活環境、自然環境の保全といった多面的な公益的機能を有し、地域住民の生活に大いに貢献している。この森林の持つ機能を十分に發揮できるよう、適正な土地利用を図り、無秩序な開発を抑制するとともに、適正な維持管理活動を通じて、豊かな自然や美しい里山景観の維持・保全を図る。また、有年地区の驗行寺周辺や高雄地区の神護寺周辺に整備された「ふれあいの森」に代表されるような、良好な自然とふれあいを促す機能の整備、充実を図る。さらに、海岸線や河川、水路、社寺境内樹林地、文化財等の歴史的資源などの、地域を象徴する貴重な資源として保全を図る。

(2) 優良農地の保全

市街化調整区域に広がる優良農地は、食糧生産の場であり、生態系を含め地域環境を維持し、田園風景を形成する重要な資源である。よって、集落周辺や幹線道路沿道等の農地の無秩序な開発を抑制し、ほ場整備が完了した優良な農地は、豊かな自然と美しい田園景観の形成を図るため保全するとともに、農業振興を図る。

また、営農組織の育成、効率的な生産システムの構築等により耕作放棄地や遊休農地の解消に努め、体験農業等の多様な農業の展開により都市と農村の交流を深め、農地の有効利用を図る。

(3) 集落居住環境の維持・保全

市街化調整区域内の集落では、住民の高齢化や若年層の流出等により、活力が失われつつある。しかし、その一方で団塊の世代の退職を機に、Uターン、Iターン、Jターン等による地縁者の居住や新たな居住者の流入も予想される。そこで、集落地については、無秩序な開発を抑制しつつ、一定の条件を満たす地区では、特別指定区域制度の活用により、地縁者の住宅を建築できるように設定し、地域の活力やコミュニティの維持を図る。

また、人口減少が進む集落地等は、人口動態等を勘案しつつ、新規居住者の住宅や生活基盤施設、利便施設等の立地・導入を、本計画に基づく地域の整備計画として検討し、集落地としての良好な定住環境の確保を進めていくものとする。

(4) 都市的土地利用の適正な誘導

地域の活性化に資する幹線道路沿道の商業施設や流通業務施設、地域の雇用にも繋がる工業系施設や農林水産業の六次産業施設、地域資源を活用した観光や交流の促進等を図るための施設等については、周辺の集落環境や田園環境との調和に配慮した適切な位置づけを検討し、特別指定区域制度の活用や地区計画の導入、地域の整備計画の検討等を進め、無秩序な拡大や用途変更などを抑制しつつ、周辺環境との調和に配慮した計画かつ適正な誘導を図るものとする。

4. 土地利用の区分

	基本的な考え方	区域の設定基準	土地利用の誘導方針
①保全区域 (良好な自然環境の保全を図るべき区域)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林、里山、鎮守の森等良好な自然環境の保全を図るべき区域 ・森林等の様々な公益的機能を考慮し、地域の貴重な資源として自然環境、生態系等の保全、土地の形質等の保全を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別規制法等に基づく区域 <ul style="list-style-type: none"> ・国有林及び森林法に基づく保安林の区域 ・自然公園法に基づく特別地域 ・兵庫県立自然公園条例に基づく特別地域 ・県の環境の保全と創造に関する条例に基づく特別地区 ・都市計画法に基づく風致地区の内、自然的土地利用がなされている区域 ・都市緑地保全法に基づく緑地保全地区 ○良好な自然環境を有する里山、丘陵、河川、ため池、保全すべき緑地等 ○社寺境内地、鎮守の森等の貴重な区域 ○公益的機能が高い森林、樹木他 <p>※関係法令による制限等の範囲内で既に相当数の建築物が連たんしている区域については、関係部局と協議した上で、集落区域又は特定区域に含むことができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①原則として土地利用転換を認めない ②豊かな自然を活用するためのレクリエーション等を目的とした小規模な施設整備については、周辺環境と調和を満たす場合限り可能とする ③里山、鎮守の森等については、地域住民のかけがえのない資源として維持保全する
②森林区域 (森林と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林としての土地利用を通じて、森林が持つ多面的機能の発揮を図り、森林としての地域環境の形成を図るべき区域 	<ul style="list-style-type: none"> ○森林法に基づく保安林以外の森林 ○林業の振興に必要な森林 ○一体のまとまりのある森林 ○自然とふれあう場として整備された区域、あるいは整備すべき区域などの、憩いの空間の確保が可能な区域 ○現在、森林ではないが、将来的に一体のまとまりある森林に戻すべき区域 	<ul style="list-style-type: none"> ①都市的土地利用や開発、施設整備については抑制する ②森林資源を活かし、自然とのふれあいを中心とした文化、レクリエーション等の場を提供する
③農業区域 (農地と当該区域において整備される建築物等が調和した地域環境の形成を図るべき区域)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の振興を図るとともに農業の営みを通じて、農地が持つ多面的機能の発揮を図るべき区域 	<ul style="list-style-type: none"> ○農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域 ○農地法による甲種農地及び第1種農地 ○農用地区域周辺で、農用地と一体的に農業振興を図る区域 ○農業の振興に不可欠な農地とため池および用水路等の農業用施設、農家住宅等が一体となっている区域 ○現在、農業生産は行われていないが（耕作放棄地、荒れ地等）、農業振興を図るべき区域 	<ul style="list-style-type: none"> ①優良農地を保全するため、農業生産活動や集落と関連のない土地利用や開発、施設整備のための土地利用転換は抑制する ②観光農業等、豊かな田園環境を生かした体験、交流の場を提供する

	基本的な考え方	区域の設定基準	土地利用の誘導方針
④集落区域 (集落として良好な生活環境の保全と創造を図るべき区域)	<p>(一般)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の住宅を中心には、良好な生活環境の保全と創造を図るべき区域 生活の利便性、快適性を得るために区域における生活関連施設、公共公益施設等の効率的整備を促進し、より良い居住環境の形成に配慮する <p>(地域資源活用系)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般系に加えて、地域資源を活用した交流の促進等を図るべき区域 	<p>(一般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅が連たんしている既存集落の区域 ○既存集落の拡張が見込まれる区域 ○集落における生活関連施設や小規模な事業所等を適切に立地させる必要がある区域 <p>※災害の発生のおそれのある土地の区域は基本的に除外する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等 <p>(地域資源活用系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般系に加えて、地域資源を活用した交流の促進等を図るための施設等を適切に立地させる必要がある区域 <p>※赤穂市ハザードマップに示された災害の発生のおそれのある土地や接道幅員4m未満の敷地等の場合は、個別に対策する場合に限り、区域に含む</p>	<p>①農業生産活動や集落との関連がなく、良好な集落環境の形成に支障を及ぼすような都市的土地利用や開発は抑制する</p> <p>②商業・業務施設については日常生活用品の販売等小規模なものとする</p> <p>③既存集落のコミュニティと一体となった計画的な住宅や施設については可能とする</p> <p>④周辺環境と調和したゆとりある生活空間の保全に配慮するとともに、基本的には低層建物を主とした建築物の誘導を図る</p>
⑤特定区域 (地域の活性化に資するため多様な機能の整備を図るべき区域)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の活性化を図り、周辺の環境に配慮しつつ、一定の開発を計画的かつ適正に誘導すべき区域 	<p>ア 工業系の特定区域 イ 流通業務系の特定区域 ウ 商業系の特定区域 (ア)高速道路IC周辺の区域 (イ)幹線道路沿道の商業施設の区域 エ 住宅系の特定区域 (ア)田園環境に調和したまとまりのある優良住宅地の区域 (イ)公的賃貸住宅等の区域 オ 公共施設系の特定区域 (ア)文化、スポーツ、レクリエーション施設等の区域 (イ)医療福祉施設等の区域 カ その他の特定区域 (ア)地域資源を活用した交流の促進等を図るべき区域</p>	<p>①他の区域では許容されない土地利用について、周辺の営農や漁業の操業環境、生活環境及び景観等との調整が図られ、また地域の活性化に資するものは許容する</p> <p>②快適でゆとりある居住空間を備えた一定のまとまりのある住宅地の形成については可能とする</p> <p>③雇用の場の創出や定住促進に資する生産流通、商業等の産業立地を可能とする</p>

5. 特別指定区域の区域設定基準

(1) 共通事項

① 区域界の定め方

- ・区域界は、道路、河川、里道、水路等の地形地物の中心線を基本とし、これによることができない部分は、筆界又は見通し界等とする。

② 農地との区域界

- ・農用地区域、甲種農地及び第1種農地（土地改良事業等の対象となった農地、20ha以上の規模の一団の農地等）は、区域から除外する。

③ 山林との区域界

- ・地目が山林の土地とそれ以外の土地との境界を区域界とする。ただし、当該山林を区域から除くと区域が著しく不整形となる場合にあっては、地目山林以外の土地を区域界の内に含めることができる。
- ・地目が山林ではあるが、現況が宅地である土地は区域界の内に含めることができる。また、宅地に隣接する地目が山林の土地で、所有者が同一であり、かつ、土地形状と接道状況を勘案して宅地としての利用が可能なものについては、区域界の内に含めることができる。一方で、地目が山林以外ではあるが、現況が山林の土地は区域から除外する。
- ・保安林等保全すべき土地は、区域から除外する。
- ・災害の発生のおそれのある土地は、原則区域から除外する。

④ 区域界の判定方法

以下の資料の最新版を使用するものとする。土地利用の現況により区域を設定する場合は、航空写真と住宅地図を基に判断し、必要に応じて現地調査を実施する。

<基礎資料一覧（以下は作成時点での最新版）>

- | | | | |
|---------------|----------|---------------|--------|
| ・ 1/2,500 地形図 | ・ 農用地区域図 | ・ 土地改良事業実施区域図 | ・ 航空写真 |
| ・ 地籍図（課税データ） | ・ 住宅地図 | | |

⑤ 特別指定区域の単位

- ・大字単位毎に特別指定区域（地縁者の住宅区域及び新規居住者の住宅区域）は、一つを基本とする。

⑥ 区域指定後の変更

- ・区域指定後の変更は、特別指定区域の単位（大字単位）で行うものとする。

(2) 地域活力再生等区域（地縁者の住宅区域を含む。）の設定基準

① 共通事項

- ・既存の集落又はそれに隣接する位置とし、土地利用計画の集落区域内に定める。

② 地縁者の住宅区域の設定基準

- ・集落に通算10年以上居住する者の住宅が建築できる「地縁者の住宅区域」を指定することができる。
- ・住宅（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんするおおむね1ha以上の区域とする。ただし、住宅が5戸以上連たんする場合は、区域に含むことができる。この場合の連たんすることは、建築物の敷地相互間の距離が50m以内であることをいう。また、旧宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）第4条の許可を受けた住宅地造成事業の開発区域内にある低未利用地で、かつ、建築基準法上の道路に接しているものは、建築物の敷地としての土地利用が見込まれるため、建築物の敷地とみなすことができる。

ア 集落の周辺部にある住宅の取扱い

（i）集落の周辺部に飛び地で単独の住宅敷地がある場合

建築物の敷地相互間の距離が50m以内であれば、区域に含めることができる。

- (ii) 集落の周辺部に飛び地で複数の建築物（小規模な農業用施設を除く。）が連たんする区域がある場合
建築物の敷地相互間の距離が50mを若干超える場合でも、区域に含めることができる。
- イ 道路沿いに連たんする住宅の取扱い
道路沿いに複数の建築物（小規模な農業用施設を除く。）が集まる区域が連たんしている場合
区域間の距離が50メートルを若干超える場合でも、区域に含めることができる。
この場合、区域内の道路から50m以内の範囲及び区域の端部から外側に向かって50m以内の範囲にある単独の住宅敷地は、一団の区域に含めることができる。
- ・住宅以外の用途の建築物（工場、事務所、資材置場等）の敷地は、集落の中に介在している場合を除き、区域から除外する。
 - ・一団の未接道地（接道している土地の背後にまとまった低未利用地）は、集落の中に介在している場合を除き、区域から除外する。
 - ・計画戸数と戸数密度から算定される区域の適正な規模から判断して過大となる低未利用地の部分は区域から除外する。

③ 新規居住者の住宅区域の設定基準

- ・居住者の減少に対処する必要のある集落においては、新規居住者の住宅が建築できる「新規居住者の住宅区域」を指定することができる。
- ・集落のうち、集落として新規居住者を受け入れる体制が整っていること、または、幹線道路から比較的近く新規居住者が住みやすい環境が整っていること等、当該区域に係る土地利用計画の達成が見込まれるもの。
- ・新規居住者住宅の区域の設定の詳細は、「特別指定区域制度活用の手引き」（平成27年4月）p67～p69の新規居住者住宅の区域の設定基準による。

（3）特別指定区域（地域資源活用区域及び複合型区域）の設定基準

地域資源が有效地に活用されていない地域において、地域資源を活用した交流の促進等を図るために施設を整備することにより、地域の活性化が図られる区域を対象とする。

① 上位計画等の位置づけ

都市計画マスターplan、土地利用に関する方針、農林水産計画、観光計画等において、地域資源を活用した交流の促進等を図るために施設を誘導することとされた位置にあること。

② 土地利用計画の位置づけ

土地利用計画において特定区域（商業系）又は特定区域（地域資源活用系）であることを基本とする。

③ 都市基盤施設

開発区域の周辺の地域に新たな都市基盤施設（道路、上下水道、公園など）の整備を必要としない位置にあること。ただし、開発事業者において新たに必要となる都市基盤施設を整備することが可能な場合はこの限りでない。

なお、都市基盤施設の未整備区域において計画的な整備が予定されている場合は、当該計画が具体化した段階で特別指定区域として指定する。

6. 特別指定区域内の建築基準

(1) 共通事項

① 接道

一団の未接道地は、集落の中に介在している場合を除き区域から除外しているが、集落の中に介在する未接道地は、個別に建築基準法第43条ただし書き許可が得られること。また、未接道地の敷地分割は、原則認めない。

② 敷地の安全の確保

・土砂災害警戒区域（土石流）内において

砂防堰堤等の安全施設が整備済みであること又は個別に安全が確保されること。

・土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）内において

擁壁等の安全施設が整備済みであること又は個別に兵庫県建築基準条例第2条（がけ地の安全措置）により安全が確保されていること。

・過去に災害が発生した区域内において

災害の種別により安全を確保する措置が講じられていること。

・土砂災害特別警戒区域内においては、原則新たな土地利用を認めない。

③ 歴史文化遺産の保存と活用

土地利用を図ろうとする敷地に、赤穂市歴史文化基本構想に整理された歴史文化遺産がある場合は、その保存と活用に努めること。

④ 農地・営農活動の保護

農地を宅地にしようとする場合は、農地法第4条又は第5条に基づく農地転用の手続きを行うこと。なお、造成のみを目的とした転用行為は認められない。

また、建築にあたっては、周辺農地の営農活動に支障をきたすことの無いよう留意すること。

(2) 地縁者の住宅区域の建築基準

① 敷地面積の最低限度

集落区域内の敷地面積の最低限度は、 200m^2 とする。ただし、坂越地区及び御崎地区の一部（平成9年3月25日、兵庫県告示第558号 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合7/10以下の区域）については、 150m^2 とする。ただし、次に掲げるものに該当する場合はこの限りではない。

- ① 地縁者の住宅「指定日前」前から存する建築敷地で、その面積が最低限度に満たない場合。
- ② 適法に建築された住宅（地縁者の住宅以外の基準で、都市計画法に適合し、建築された住宅のこと）を地縁者の住宅に用途変更しようとする場合。
- ③ 居住環境改善や居住水準の向上を図るために敷地拡大する場合で、周辺の土地利用の状況により敷地が最低限度に満たない場合。
- ④ 上記①～③に類するもので、理由書によりやむを得ない事情があると認められる場合。

No	小学校区	地区名	敷地面積の最低限度	No	小学校区	地区名	敷地面積の最低限度
1	有年	西有年	200m^2	16	坂越	砂子	200m^2
2		東有年	200m^2	17	赤穂	北野中	200m^2
3		有年檜原	200m^2	18	尾崎	尾崎	200m^2
4		有年原	200m^2	19	御崎	御崎	200m^2
5		有年横尾	200m^2	20	御崎	御崎	150m^2
6		有年牟礼	200m^2	21	赤穂	加里屋	200m^2
7	高雄	中山	200m^2	22	赤穂（城西）	中広	200m^2
8		周世	200m^2	23	塩屋（城西）	塩屋	200m^2
9		真殿	200m^2	24	塩屋	塩屋	200m^2
10		高雄	200m^2	25		大津	200m^2
11		目坂	200m^2	26		木生谷	200m^2
12		木津	200m^2	27		新田	200m^2
13	坂越	高野	200m^2	28		折方	200m^2
14		坂越	200m^2			鶴和	200m^2
15		浜市	200m^2			福浦	200m^2

② 専用通路及び外壁の後退距離

ゆとりある良好な住環境の形成を図る必要があるため、集落区域内の地縁者の住宅区域については、専用通路を設けないと住宅敷地に出入りができない敷地であって、専用通路部分の規模等が適当であるものについては、当該専用通路部分の面積を敷地面積から除き、敷地の最低限度から上限の 500m^2 までの敷地に建築できるものとする。ただし、専用通路の長さ（L）の限度を 35m とし、専用通路の幅員（W）は、専用通路の長さ $L \leq 15\text{m}$ の場合 $W \geq 2\text{m}$ 、 $15\text{m} < L \leq 35\text{m}$ の場合 $W \geq 4\text{m}$ とする。

また、住環境をより良くするために、敷地境界線（道路境界線も含む）から建築物の外壁までの距離を 1.0m 以上とする。なお、敷地に接している道路が建築基準法第42条第2項道路等の幅員 4m 未満の場合は、みなし道路境界線（道路中心線から 2m 後退した境界線）より 1.0m の壁面後退をおこなうものとする。（建築ルールの解説図参照）

ただし、次のいずれかに該当するものは、壁面後退の制限の対象となる建築物又は建築物の部分には該当しないものとして取り扱う。

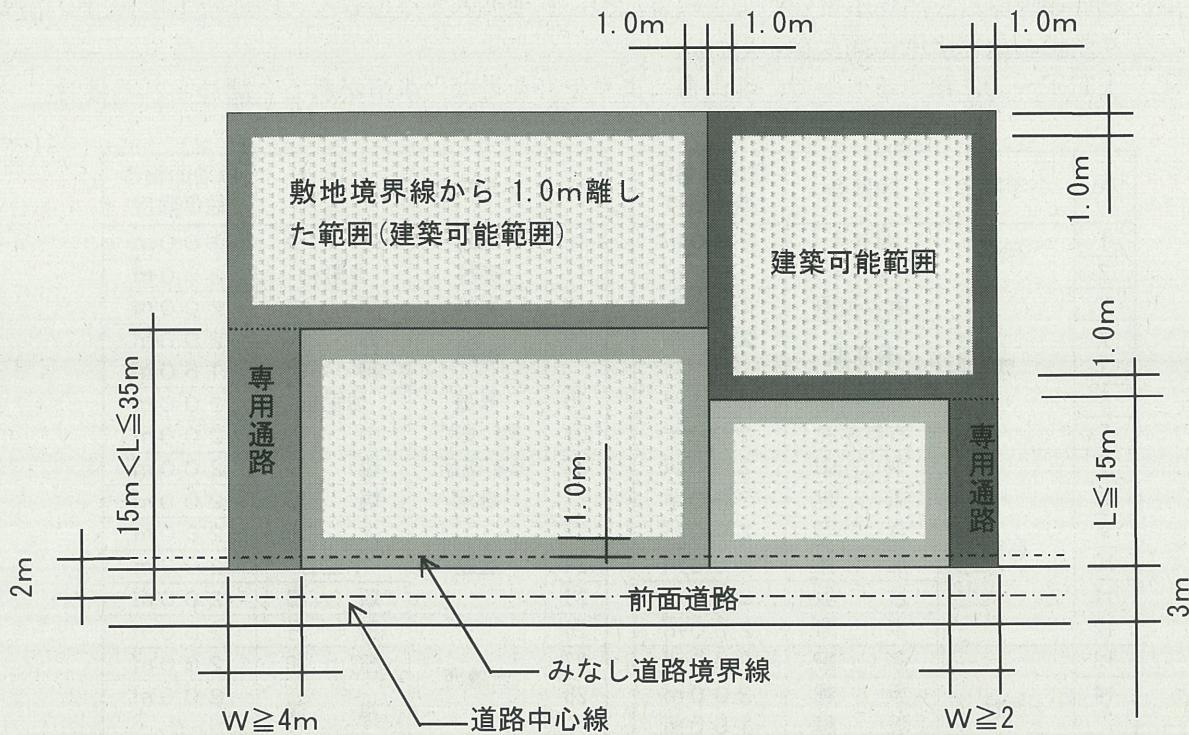
- ① 壁面後退の制限の範囲内に存する外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3m 以下のもの。
- ② 物置その他これに類する用途の建築物で、軒の高さが 2.3m 以下で、かつ、床面積の合計が 5m^2 以内であるもの。
- ③ 壁を有しない自動車車庫又は自転車置き場で、軒の高さが 2.3m 以下であるもの。

④ 都市計画法に適合（「地縁者の住宅区域」の基準を除く。）し建築された住宅（現在も適法に使用されている場合に限る。）を「地縁者の住宅」に用途変更する場合で、壁面後退の制限の範囲内にあるもの。ただし、用途変更後に増改築を行う場合は、当該増改築部分は壁面後退の制限の対象となる。

■建築ルールの解説図

※ 敷地面積200(150) m²以上500m²以下（専用通路部分を除く）

※ 専用通路の延長は35mを限度とする



③ 開発区域周辺の取扱

地域活力再生等区域のうち地縁者の住宅区域に建築できる建築物における「開発区域周辺の市街化調整区域に通算して10年以上居住する者」の取扱については、小学校の校区を開発区域周辺の大字とすることを基本とする。ただし、有年地区内の大字の区域は、隣接校区（有年 ⇔ 原）も可能とする。

■小学校の校区とする理由

本市においては、基本的に小学校を地域コミュニティの核とし地区公民館・体育館を整備し、地区的様々な生涯学習の拠点となっている。この地区公民館・体育館では、地域の大字を基本とする自治会が集まり連合自治会を組織し、地区のまちづくり活動やスポーツ・レクリエーションを通じて、世代を超えた幅広い交流を行い、地域コミュニティが形成されている。

このような地域の特性により、開発区域周辺の取扱を小学校の校区とした土地利用とすることにより、高齢化、若年層の流出等により活力が失われつつある地域の活性化につながると考えている。

(3) 地域資源活用区域又は複合型区域（御崎地区）の建築基準

① 建築できる建築物の用途及び規模（延べ面積）

建築物の用途	地域資源活用区域		複合型区域 (地域活力再生等区域 + 地域資源活用区域)
	御崎瀬戸内海 活用型	御崎瀬戸内海 観光拠点型	
1 一戸建ての住宅	建築不可	建築不可	
2 兼用住宅（3、4、7又は8の用途を兼ねるものに限る。）	建築不可	建築不可	
3 飲食店			
4 建築基準法施行令第130条の5の2第4号に規定する建築物		500m ² 以下	
5 ホテル、旅館		1,500m ² 以下	280 m ² 以下
6 公衆浴場	500m ² 以下		
7 美術品又は工芸品を制作するためのアトリエ又は工房		500m ² 以下	
8 赤穂市に関する土産物の販売店			
9 休憩所			
10 市内生産品の売場を常時設置する大規模な店舗	建築不可	1,500m ² 以下	建築不可

※ 用途変更を行う場合で、上記規模を超えるときは、既存建築物の規模を上限とする。（地域資源活用区域に限る。）

※ 一戸建ての住宅及び兼用住宅の延べ面積は、自動車車庫及び物置の用に供される部分の面積を含まない。

② 用途に関する特記事項

建築物の用途	特記事項
2 兼用住宅	飲食店、建築基準法施行令第130条の5の2第4号に規定する建築物、美術品又は工芸品を制作するためのアトリエ又は工房、又は赤穂市に関する土産物の販売店の用途を兼ねるものに限る。
4 建築基準法施行令第130条の5の2第4号に規定する建築物	自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50m ² 以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。）
5 ホテル、旅館	専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設を除く。
6 公衆浴場	客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業を営む施設を除く。
7 美術品又は工芸品を制作するためのアトリエ又は工房	原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。 印刷物、Web、CG、服飾、家具、照明その他これらに類するもののデザインを行うためのアトリエを含む。 制作したものを展示又は販売する施設の併設は可。
8 赤穂市に関する土産物の販売店	主に御崎や赤穂市に関する土産物を販売する施設
10 市内生産品の売場を常時設置する大規模な店舗	市内生産品の売場（その床面積の合計が延べ面積の20分の1以上又は50m ² 以上のもの）を常時設置する物品販売業を営む店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）又は飲食店で、延べ面積が1,500m ² 以下のもの（地域振興に資すると市長が認めるものに限る。）

③ 環境整備基準

次の基準をすべて満足すること。ただし、次の基準に適合しない既存建築物を用途変更する場合で、市長がやむを得ないと認めるものについては、適用しない。

意匠	
すべての建築物	・奇抜な意匠は避け、瀬戸内海国立公園又はその周辺にふさわしい落ちついた外観意匠とし、周囲の風致景観に調和した色彩を用いたものであること。
屋根の形態	・切妻、寄棟又は入母屋型の勾配屋根であること。屋根勾配は10分の3以上で、著しい急こう配のものでないこと。ただし、車庫、倉庫等の小規模な建築物（建築面積10m ² 以下のもの）にあってはこの限りでない。
屋根の色彩	・焦げ茶系色（着色処理をしていない鋼板葺を含む。）、暗緑系色（緑青のついた鋼板葺を含む。）、暗灰色系色又は黒色とする。（マンセル色票系において、概ね彩度4以下とする。）木材等の自然素材を使用する場合は極力素材色であること。
壁面の色彩	・茶系色、灰系色若しくはベージュ系統色（マンセル色票系において、概ね彩度4以下とする。）又は木材等の自然素材の色とし、屋根の色彩との調和が図られたものであること。

敷地内緑化	
すべての建築物	
支障木の移植	・工事にあたっては、可能な限り既存樹木を保存すること。
裸地の緑化	・工事に伴いやむを得ず生じた裸地及び現在裸地になっている場所については、緑化すること。ただし、自然回復が望める裸地については土砂流出の十分な防止措置を講じることで足りるものとする。
緑化に使用する草木類	・一部の法面等の樹木による緑化が困難な場所では、種子吹付けを行うものとする。緑化に使用する種子は原則として、郷土産在来種のものを使用するものとし、使用する草木種はノシバ、ヨモギ、ススキ、メドハギ等とする。
緑化に使用する樹種等	・敷地内の植栽、工事跡地の集計植栽等においては、瀬戸内海国立公園（西播地域）管理計画書の修景緑化樹種一覧を参考とし、原則として郷土産在来種の樹木による緑化を行うこと。

駐車場	
ホテル・旅館 市内生産品の売場を常時設置する大規模な店舗	・自動車通勤従業員数に来店見込み者数を加えて得た数以上を敷地内に確保すること。ただし、敷地の状態その他特別の事由により特にやむを得ない場合は、敷地外に確保すること。

その他	
すべての建築物	・国立公園又は風致地区の指定がある土地については、自然公園法又は赤穂市風致地区内における建築等の規制に関する条例を遵守すること。

(4) 敷地面積の最低限度・専用通路及び外壁の後退距離（複合型区域のみ）

複合型区域については、ミニ開発を防止し、ゆとりある住環境を確保する観点から、「(2) 地縁者の住宅区域の建築基準」の「①敷地面積の最低限度」及び「②専用通路及び外壁の後退距離」の基準を適用する。

7. 地区土地利用計画図

地区土地利用計画図を別紙のとおり定める。

